

令和4年2月吉日

令和3年度 愛川町に対する要望書

公益社団法人
神奈川県宅地建物取引業協会
県央支部
政策推進委員会



神奈川県宅建政治連盟
県央地区連盟



記

1. 狭あい道路の後退用地について（継続要望事項）
2. 地籍調査事業の推進について（継続要望事項）
3. 厚木・愛川・津久井線の渋滞緩和策について（継続要望事項）

以上

1. 狭あい道路の後退用地について(継続要望事項)

現在、「愛川町建築行為に係る道路後退用地整備要綱」にて後退用地の買取り等が行われており、適用範囲につきましては柔軟な対応を頂いております。しかし、第6条(1)の買取りの場合、同条(2)の無償譲渡時よりも時間かかっております。また、第8条の測量等の費用負担が建築主等となっており、建築主等の負担が大きく、結果として、後退用地が私有地のままとなり、敷地と道路の間の後退用地が第三者のままの物件が多く存在し、建替時の建築確認が取得出来ない等の問題も発生しております。

現実の取引との乖離を解消および、緊急車両等が通行困難な場所の解消、災害時の被害低減等、住民保護の視点から、申請から数ヶ月以内に固定資産税評価額で買取る。寄付の場合は、申請から1ヶ月以内に受ける等、協議の簡素化・明確化をしていただけるよう要望いたします。

- ① 第6条(1)買取りの場合、申し出より1ヶ月以内で買い取る等、第6条(2)無償譲渡時は申し出より14日以内で受ける等、期間の明確化を要望します。
- ② 第6条(1)買取りの場合、別に定める価格を固定資産税評価額(近傍宅地価格)等の基準の明確化を要望します。
- ③ 第8条の費用は後退用地に係る部分のため建築主等ではなく、町で負担していただくよう要望いたします。
- ④ 以前回答頂きました「愛川町に合った制度のあり方についての調査研究」について実施・進捗状況について教えてください。

2. 地籍調査事業の推進について(継続要望事項)

春日台地区だけではなく、その他の区域についても早急に事業を推進していただけるよう要望いたします。また、現在までの進捗状況および予算の獲得状況についても教えてください。

3. 県道65号「厚木・愛川・津久井線」について(継続要望事項)

県道65号の愛川町内の交差点(桜台・陸運支局入口・一本松・中津電話局前・中津・愛川郵便局入口)の右折車両が原因(ボトルネック)による渋滞が発生し円滑な交通が妨げられております。

昨年度も要望し、「箕輪交差点から桜台交差点まで、計7箇所の交差点付加車線化について「神奈川県町村会」等を通じて、県に整備要請を行っている」とご回答頂いておりますが、進捗しておりません。

渋滞を避ける車両が生活道路を通行することによる交通事故も発生しており、さらなる大きな事故等が発生した場合には対応頂けるものと思われませんが、その様な事故が発生する前に、県民・町民の安全と円滑な交通のため、都市計画道路と整合した付加車線化について県にも要請しておりますが、町からも県に対しさらなる要望を行っていただけるよう要望いたします。

特に、広域的な交通の円滑化を推進するため、一本松交差点については、早期に完成するよう県に対して強い要望を行っていただけるよう要望します。

以上